

## 金城学院大学知的財産の管理・活用等に関する委員会規程

2009年10月5日制定

( 根拠 )

第1条 この規程は、金城学院大学知的財産規程第5条第2項に基づき知的財産の管理・活用等に関する委員会(以下「本委員会」という。)に関して必要な事項を定める。

( 業務 )

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- ( 1 ) 届出された発明等に係る職務発明等の取り扱い、本学帰属の判定及び持分の認定
- ( 2 ) 特許審査請求時における特許権に係る判定
- ( 3 ) 特許維持管理期間中における特許権に係る判定
- ( 4 ) 譲渡申出された特許に係る本学帰属の判定
- ( 5 ) 判定・評価審査結果等に係る紛争処理
- ( 6 ) 本学帰属特許の技術移転方針
- ( 7 ) 外部専門家・外部専門機関の選定
- ( 8 ) その他、本委員会が必要と認める事項

( 本委員会の構成 )

第3条 本委員会は、学長が教職員のうちから指名する委員5名をもって構成する。

( 委員の任期 )

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

( 委員長及び副委員長 )

第5条 本委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員会構成員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員会構成員から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

( 会議 )

第6条 本委員会は、委員会構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 本委員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 3 本委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員会構成員以外の者の陪席を求め、その意見を聴くことができる。

( 所掌事務 )

第7条 本委員会に関する事務は、総務部がこれを行う。

( 規程の改廃 )

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附則（2009年10月5日常任理事会）

この規程は、2009年10月5日から施行する。